

(目的・適用)

第一条 本規則は、宗教法人福證寺の設置する墓地（以下「墓地」という。）の管理・使用が、適正に行われることを目的として制定され、墓地の管理・使用は、本規則の定めるところによるものとする。

(管理者)

第二条 墓地の管理者は、宗教法人福證寺の代表役員（住職）とする。

(管理者の権限)

第三条 管理者は、本規則に定めるところに従って墓地を管理し、本規則の細則を定めることができる。

(墓地の使用の承認)

第四条 墓地の利用者は、宗教法人福證寺の門徒（真宗大谷派門徒条例に基づくもの。以下同じ。）に限るものとする。但し、本規則制定前より存する墓地、又は長らく当法人の門徒であったなど特別の関係にあるもので住職が相当と認めるときは、その使用を承認することができる。

- 2 墓地を使用しようとするものは、別に定める墓地使用申込書をもって住職に申し込むものとし、住職が許可し、墓籍簿に登録したときに墓地利用者となるものとする。
- 3 埋葬する遺骨のない場合でも、当法人の門徒となる旨の確約をもって、墓地申し込みを受け付けるものとする。

(墓地利用者の義務)

第五条 墓地利用者は、左の各号に定めるところに従って、墓地を使用するものとする。

- (一) 墓地に埋葬しようとする場合は、予め管理者に対し、法令に基づく埋葬許可証を提出し、管理者の許可を受けるものとする。
- (二) 墓地利用者は、管理者の指定した区画を使用し、その区画を自己の費用で他人の区画と区分し、墓碑その他の工作物を設置し、その保全に当たるものとする。
- (三) 墓地上の工作物については、その設置前に管理者の承認を受けるものとする。その変更、改造、移転についても同様とする。墓地上の樹木の植栽についても管理者の承認を受けるものとする。
- (四) 墓地利用者は、年間2千円の管理費を管理者に納入するものとする。
- (五) 墓地利用者は、真宗大谷派の典札（法要儀式）をもって、追善を行うものとする。

(墓地使用の承継)

第六条 墓地利用者が死亡したときは、祖先の祭祀を主宰すべきものがその地位を承継するものとする。

これに関する手続きについては、別に定める墓地使用権承継届をもってこれを行う。

- 2 墓地利用者は、墓地を第三者に譲渡または転貸することはできない。
- 3 墓地利用者が墓地利用者の地位をその親族に承継せしめる必要が生じたときは、その事由を付し、管理者の承認を求めるものとする。

(墓地の世話人)

第七条 墓地利用者が、祖先の祭祀を主宰すべき承継人のないまま死亡した場合、管理者は、その親族に諮り、墓地の世話人を選定し届け出るよう求めるものとする。

これに関する手続きについては、別に定める墓地世話人届をもってこれを行う。

なお、墓地の世話人は、宗教法人福證寺の門徒であることを必ずしも要しない。

- 2 墓地の世話人は、墓地の利用について、本規則に定める墓地利用者と同様に権利義務を負う。
- 3 墓地の世話人は、当該墓地が参詣者なく無縁とならないよう、その地位の継承又は改葬手続きのいずれかを、取り計らわなければならない。
- 4 墓地の世話人が死亡した場合、本条第一項の規定を準用する。

(違反行為による使用の取り消し)

第八条 墓地使用者が左の各号の一に該当するときは、管理者は、相当の期間を設け、該当する状況を改善するよう催告するものとする。催告の後も、状況が改善されない場合、墓地使用者に対し、その使用許可を取り消すことができる。

- (一) 境内または墓地内で、他宗教、他宗派の典礼、法要、儀式その他の宗教行為を行ったとき。
- (二) 墓地使用者が当寺の門徒でなくなったとき。
- (三) 第六条第二項に違反したとき。
- (四) 使用墓地を墓地以外の目的に使用したとき。
- (五) 正当の事由なく二年間以上墓地に参詣しないとき。
- (六) 二年分以上の墓地管理費の納入を怠ったとき。
- (七) 墓地上の墓碑その他の工作物が、倒壊、破損その他修繕を要する状態であるとき。

(管理権に基づく措置)

第九条 墓地管理者が、墓地につき公用収用の必要のため、または墓地の整備その他の必要のため、墓地使用者に対し墓地の改葬を求めたときは、墓地使用者はその求めを拒んではならない。

- 2 本規則第八条により墓地使用許可が取り消されたときは、墓地使用者は直ちに墓地上の墓碑その他の工作物を撤去し、墓地を管理者に返還するものとする。
- 3 墓地使用者が墓地使用許可の取り消し後二年以内に前項の手続きを完了しないときは、管理者は関係法令の定めに従い、改葬の手続きを採ることができるものとする。

(墓地使用志納金)

第十条 墓地の新規使用者は墓地使用志納金を納付しなければならない。

- 2 墓地使用志納金は、次の各号のとおりとする。次の各号に該当しない区画は、面積を勘案し、適宜、管理者が定める。
 - (1) 80cm×80cm 金 150,000 円
 - (2) 90cm×90cm 金 180,000 円
 - (3) 100cm×100cm 金 210,000 円
 - (4) 120cm×120cm 金 270,000 円
 - (5) 150cm×150cm 金 360,000 円
 - (6) 180cm×180cm 金 450,000 円
- 3 生前より福證寺門徒となり、毎年維持費・本山納付金の納付を行っていた場合、その費用を墓地使用志納金から控除することができる。
- 4 既存墓地使用者で新たに墓域を拡張した場合、その拡張分に対して新たに墓地使用志納金を納付しなければならない。なお、その額は面積を勘案し、適宜、管理者が定める。

(墓地の返還)

第十一条 墓地使用者又は墓地の世話人が、墓地の使用を必要としなくなったときは、無償かつ無条件で、これを返還しなければならない。

- 2 返還に際しては、自己の負担において、使用区域内における墓石等の建造物・遺骨等を撤去し、更地に戻さねばならない。

(福證寺合葬墓)

第十二条 無縁墓の遺骨の収蔵のため、また、将来的に無縁墓とならないよう予め管理を他に委ねるための施設として、福證寺合葬墓を設ける。管理は、永続的に管理者が行う。

- 2 無縁墓の遺骨の収蔵は合葬墓の下段に行う。
- 3 有縁のうちに合葬墓に遺骨を収蔵する場合は、合葬墓の上段に行う。
- 4 福證寺合葬墓の使用に伴う費用は次の各号のとおりとする。

- (1) 一世帯につき 金 100,000 円
- (2) 法名記への登載費用
 - 一人目 金 30,000 円
 - 二人目以降 金 10,000 円づつ
- 5 管理者は、香華等適宜、供養を行う。

(墓地管理費会計)

第十三条 本規則第五条に定める墓地管理費は、福證寺墓地管理費会計の収入とする。

- 2 墓地管理費会計は、墓地使用者の利便を向上するため、又は、墓地内通路等、境内墓地に相応しい基盤を整備するため、必要な経費を支出する。
- 3 二十万円を超える支出を行う場合、また、毎年の決算について、管理者は福證寺総代会の承認を求めなければならない。

(墓地整備費会計)

第十四条 本規則第十条に定める墓地使用志納金及び第十二条に定める福證寺合葬墓利用料は、福證寺墓地整備費会計の収入とする。

- 2 墓地整備費会計は、墓地内通路等、境内墓地に相応しい基盤を整備するため、また、福證寺合葬墓の永続的な運用を図るため、必要な経費を支出する。
- 3 墓地整備費会計は、福證寺の行う事業や法要に要する費用として、繰り入れを行うことができる。

(書式)

第十五条 本規則第四条二項の墓地使用申込書の様式は、別紙一のとおりとする。

- 2 同項の墓籍簿の様式は、別紙二のとおりとする。
- 3 同五条の墓地承継届の様式は、別紙三のとおりとする。
- 4 同六条の墓地世話人届の様式は、別紙四のとおりとする。
- 5 同十二条の合葬墓利用申込書の様式は、別紙五のとおりとする。

附則

第十六条 本規則の改正は、門徒総代会の承認決議により効力を生ずるものとする。

第十七条 本規則の施行は、昭和五十二年十一月十七日とする。
本規則の施行前の墓地使用者は、本規則の施行の日から一年以内に、本規則第四条二項の書面を提出するものとする。